

群馬県文化審議会について

1 群馬県文化審議会

【設置根拠】

群馬県文化基本条例第32条の規定に基づき、平成24年7月27日に設置。

【役割】

- ・文化振興指針に定める事項について調査審議し、知事に意見を述べること。
- ・文化振興基金の処分について調査審議し、知事に意見を述べること。
- ・文化振興に関する重要事項を調査審議し、必要があると認めるときは、知事に意見を述べること。

【組織】

- ・委員11人（学識経験者、文化関係団体の代表者等）で構成
- ・委員の任期は2年間（R6年9月1日～R8年8月31日）

【開催時期】

原則として、年2～3回開催する。

2 部会

【設置根拠】

群馬県文化基本条例第39条の規定に基づき、部会を設置する。

・文化振興指針及び文化振興基金部会

文化振興指針の策定、進捗管理、文化振興基金の活用について調査審議する。

※審議案件の状況により随時開催する。

状況に応じ、新規部会の設置も検討する。